



# 会員規約

一般社団法人  
クオリティ・オブ・ライフ推進機構  
Japan Quality of Life Promotion Organization

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人クオリティ・オブ・ライフ推進機構(以下「本法人」という。)定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

## (入会手続)

第2条 入会希望者は、本法人の目的に賛同し、所定の入会申込書により申し込みを行い、本規約第6条に定める種別に従い、本法人の承認を得て会員となるものとする。

## (入会資格)

第3条 本法人への入会資格は原則として次の条件を満たすこととする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有するもの、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」という)でないこと。  
(2) その他、本法人の裁量により入会を承認した者。

## (会員の権利)

第4条 会員は、次の特典及び情報等を受けることができる。

- (1) クオリティ・オブ・ライフに関する調査、研究等の交流会への参加。  
(2) 本法人専用の「フェロー称号名刺」の付与(一般正会員用100枚)。  
※名刺の使用は会員のみの権利とし、退会後の名刺の使用を禁ずる。  
※名刺の使用に際しては、信頼性を損なわない常識的な範囲での利活用を行い、営利目的や反社会的活動による使用を固く禁ずる。  
(3) みんなでつくる「QOLフェロー検定」の出題づくりへの参加。  
(4) 本法人が推奨するセミナー、イベント、検定等の情報提供。  
(5) その他本法人が必要と認めたこと。

## (会員の義務)

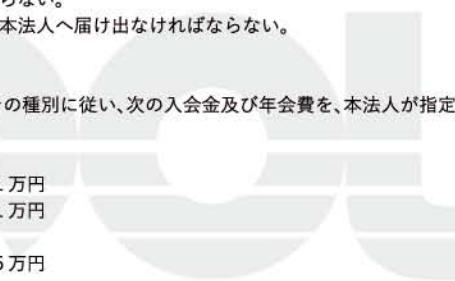
第5条 会員は、次条に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、本規約のほか、法令、定款等を遵守しなければならない。  
3 会員は住所等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本法人へ届け出なければならない。

## (入会金と年会費)

第6条 新規に会員(以下「新規会員」という)となった場合は、その種別に従い、次の入会金及び年会費を、本法人が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、入会後速やかに納付しなければならない。

- (1) 一般正会員 入会金 5千円 年会費 1万円  
(2) 資格認定会員 入会金 5千円 年会費 1万円  
※QOLフェロー検定合格者で認定を受けた個人。  
(3) 法人賛助会員 入会金 なし 年会費 5万円



2 新規会員となった場合、4月から9月までに入会した場合の年会費は1年分とし、10月から翌年3月までに入会した場合の年会費は半額とする。

- 3 新規会員を除く会員は、その種別に従い、本法人所定の方法により毎年6月末までに年会費を納付しなければならない。  
4 会員がすでに納入した入会金及び年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

## (退会)

第7条 会員は、本法人所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。  
ただし、1ヶ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

## (除名)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 本法人の定款、会員規約その他の規則に違反したとき。  
(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) 会員が公序良俗に反する行為をしたとき。

## (会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。  
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。  
(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき、または本法人を解散したとき。  
(4) 反社会的勢力であることが判明したとき。  
(5) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき。  
(6) 除名されたとき。

## (規約の変更)

第10条 本規約は、定款第3章に規定する社員総会の議決によって変更することができる。

## 附 則

1 本規約は、平成31年4月1日から適用する。



一般社団法人  
クオリティ・オブ・ライフ推進機構  
Japan Quality of Life Promotion Organization



〒540-6109 大阪市中央区城見2-1-61 ツイン21 MIDタワー9階  
E-mail : info@qoljapan.or.jp